

## 小坂井地域交流会館（仮称）設計共同体取扱要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、本市において発注する小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託について、技術水準の向上を推進するため結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第2条 この要綱において、設計共同体とは、本市が発注する小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託に際して結成する企業の共同体をいう。

### （設計共同体の募集期間）

第3条 設計共同体の募集期間は、小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託公募型プロポーザル実施要領の参加表明書提出期間と同日とする。

### （入札参加資格審査申請）

第4条 入札参加資格審査を受けようとする設計共同体は、次に掲げる書類を指定された日までに各1通を市長に提出しなければならない。

- (1) 設計共同体入札参加資格審査申請書
- (2) 設計共同体協定書
- (3) 委任状

2 市長は、前項に規定するもののほか、入札参加資格審査に際し必要があると認められる事項を記載した資料を提出させることができる。

3 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、申請をした設計共同体にその結果を通知する。

### （構成員の資格）

第5条 設計共同体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 設計共同体は、2者又は3者による構成であること。
- (2) 豊川市における入札参加資格を有し、かつ、現に豊川市の指名停止措置要綱に基づき、指名を停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (3) 当該業務において、他の設計共同体の構成員でないこと。

2 市長は、前項に規定するもののほか、業務の規模、性格等に照らし、必要があると認めたときは、別に要件を定めることができる。

### （出資比率）

第6条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で、構成員において自主的に定めるものとする。

2 設計共同体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

### （入札参加資格者の決定）

第7条 設計共同体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに設計共同体の入

札参加資格の有無は、小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託に係る設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮り、市長が決定する。

（資格の有効期間）

第 8 条 設計共同体としての有効期間は、落札した設計共同体が当該業務委託を完了し設計共同体の清算が終了するまでとし、その他の設計共同体は、当該業務委託に係る請負契約が締結された日までとする。

（解散後のかし担保責任）

第 9 条 設計共同体が、当該業務委託を完了し解散した後において、当該業務委託にかしがあった場合は、豊川市建築設計業務委託契約約款に従い、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（調査指導）

第 1 0 条 市長は、設計共同体の適正な運営を確保するため、必要に応じて業務の取組体制及び運営状況について調査し、指導するものとする。

（除外規定）

第 1 1 条 この要綱による対象業務については、選定委員会で認められた場合を除いては、単独の入札参加資格者は併用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 7 日から施行する。